第一種フロン類充填回収業者の登録申請手続きのご案内

群馬県 環境森林部 環境保全課

（対象者）

・　第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収することを業として行おうとする者。

・　フロン回収破壊法の改正で、法律の名称も「フロン排出抑制法」に改められ、平成２７年４月１日からは、従前のフロン類の回収業務に加え、整備時におけるフロン類の充填業務についても登録事項となりました。

・　次のいずれの場合においても、同じ申請書により「第一種フロン類充填回収業者」の登録が必要です。

①　第一種特定製品の整備又は廃棄等において回収を行う者
②　第一種特定製品の整備において充填を行う者（自社充填を含む。）
③　①及び②のどちらも行う者

・　登録を受けないでフロン類の充填・回収を業として行った者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処せられます。

（登録方法）

・　フロン類の充填・回収を行おうとする者は、当該業務を行う区域の都道府県知事あてに、申請手数料及び必要書類を添えて登録申請書を提出します。

・　フロン類充填・回収業務を行う区域とは、都道府県単位を指し、その区域に事業所が所在することの有無を問いません。

例えば、○○県の業者が、○○県以外に▲▲県でも充填・回収を行う場合には、○○県と▲▲県の両方に登録が必要です。

（申請書類）

１　登録申請書

ア　登録申請書の記載事項

①　「事業所の名称及び所在地」欄

フロン類の充填・回収を行う事業所の名称及び所在地を記載します。

なお、複数の事業所を置いてフロン類の充填・回収を行う場合は、各事業所ごと別葉として申請書の各欄に記入（押印は不要）のうえ添付してください。

②　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」欄

回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

なお、フロン類の充填量が５０ｋｇ以上の第一種特定製品からフロン類を回収しようとする場合は、フロン類回収設備の能力が２００mg／min以上（合算可）でなければなりません。

③　「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」欄

充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類について、該当する欄に○を付けてください。

④　「フロン類回収設備の種類、能力及び台数」欄

所有又は保有するフロン類回収設備について、該当する欄に台数を記入してください。

⑤　備考の下の欄には、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者若しくはフロン類の充填を自ら行う者又はフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を記載

してください。
　また、申請に係る事項の補足的説明を任意に記載することができます。

イ　登録申請手数料
　５，０００円
　納付方法は、次のいずれかによってください。
①　払込書による納付
　金融機関の窓口で納入し、その半券（領収済証明書）を申請書の裏面に貼付します。
　なお、払込書は県から送付しますので、あらかじめ環境保全課にお問い合わせください。
②　群馬県証紙による納付
　最寄りの証紙売りさばき所で購入し、申請書に貼付します。（収入印紙ではありませんので、注意してください。）

２　添付書類

ア　本人を確認できる書類（会社で１通）
- 個人の場合は、発行日より３ヶ月以内の住民票
- 法人の場合は、発行日より３ヶ月以内の登記事項証明書

イ　フロン類回収設備の所有権を有することなどを証する書類（各事業所ごと）
- 自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し。
- 自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し。

ウ　フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類（各事業所ごと）
　申請書に記載された項目（a.フロン類の回収設備の種類、b.回収設備の能力）について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し。

エ　申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面（会社で１通）
　申請者等が、フロン排出抑制法第２９条第１項各号に該当しない者であることを誓約した旨の書面
＊　欠格要件
①　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
②　フロン排出抑制法若しくは自動車リサイクル法（引取業者、フロン類回収業者、自動車製造業者等の規定に限る。）の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
③　第一種フロン類充塡回収業者の登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
④　第一種フロン類充塡回収業者の登録を取り消された法人において、その処分の前３０日以内に役員であり、かつ、その処分日から２年を経過しない者
⑤　第一種フロン類充塡回収業者がその業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
⑥　法人にあっては、その役員のうちに上記１～５のいずれかに該当する者があるもの

オ　フロン類の回収を自ら行う者又は回収に立ち会う者が有する資格に関する資料

（各事業所ごと）

フロン排出抑制法施行規則第４０条第２号の「十分な知見を有する者」としてフロン類の回収に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

＊　以下に例示する資格のいずれか

①　冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
②　高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
③　冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
④　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
⑤　フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者及び修了者
⑥　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
⑦　技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））

カ　フロン類の充填を自ら行う者又は充填に立ち会う者が有する資格に関する資料

（各事業所ごと）

フロン排出抑制法施行規則第１４条第９号の「十分な知見を有する者」として充填に携わる者が有する資格等の免許証・修了証の写し。

＊　以下に掲げる資格のいずれか

Ａ　一般社団法人日本冷媒・環境保全機構が認定する冷媒フロン類取扱技術者

Ｂ　次に示す資格等を有し、かつ充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

①　冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
②　高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
③　上記保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者
④　冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
⑤　高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
⑥　自動車電気装置整備士（対象は自動車に搭載された第一種特定製品に限る。）

Ｃ　十分な実務経験（日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に３年以上携わり、これまで高圧ガス保安法やフロン回収破壊法を遵守し、違反したことがないこと）を有し、かつ、充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

（申請方法）

登録の申請は、次の申請・照会先に、登録申請書類を持参又は郵送（郵送の場合には、簡易書留又は一般書留）により行ってください。

（申請・照会先）

環境保全課

住　所：〒371-8570　群馬県前橋市大手町１－１－１
電　話：０２７-２２６-２８３２
　　０２７-２２６-２８３３
ＦＡＸ：０２７-２４３-７７０４

様式第１（第８条関係）
（表面）

第一種フロン類充塡回収業者登　　録／~~登録の更新~~申請書

※登録番号	
※登録年月日	

平成　　年　　月　　日

群馬県知事　　殿

（郵便番号）
住　　所

氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２７条第２項／~~第３０条第２項~~の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の登　　録／~~登録の更新~~を申請します。

事業所の名称及び所在地				
	名　称			
	所在地	（郵便番号） 電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類	回収しようとするフロン類の種類		
		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
		ＣＦＣ	ＨＣＦＣ	ＨＦＣ
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
	設備の種類	能　　力	
		200g/min 未満	200g/min 以上
	CFC 用	台	台
	HCFC 用	台	台
	HFC 用	台	台
	CFC,HCFC 兼用	台	台
	CFC, HFC 兼用	台	台
	HCFC,HFC 兼用	台	台
	CFC,HCFC,HFC 兼用	台	台

（裏面）

備考　１　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

２　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充填の対象とする第一種特定製品の種類及び充填しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

３　複数の事業所がある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合においては、署名は必ず本人が自署するものとする。

６　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充填を自ら行う者又はフロン類の充填に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

群馬県証紙（５,０００円）
又は領収済証明書貼付

（施行規則第８条第１項第４号関係）

誓　約　書

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項各号に該当しない者であることを誓約します。

平成　　年　　月　　日

申請者　　印

群馬県知事　大澤　正明　あて

※　登録申請者が個人の場合は、「及びその役員」の文字を消すこと。